

審査業務改善委員会報告書について（大意）

第1 任務・検討経過

- 1 委員会の任務は、「改正労組法の運用に関する問題等の検討」である。
- 2、委員会は、平成18年5月に第1回会合を開催し、上記の任務を踏まえ、
①「審査の目標期間の設定とその達成方策」、②「計画的な審査を実現するための審査計画の運用」、③「迅速かつ的確な事実認定のための証拠調べの手続」、④「和解の活用と参与委員の役割」、⑤「その他」を具体的な検討事項として決定し、以降、計8回の会合を重ね、委員会としての取りまとめを行った。

また、その過程において、改正労組法の運用に関する実情把握のため、すべての都道府県労委又はその事務局に対するアンケート調査及びその補充調査や、4都道府県労委の事務局からのヒアリングを実施した。

第2 審査業務改善委員会の検討結果

1 事件処理等の状況

- (1) 申立て後長期間係属している事件及びそれら事件を抱える都道府県労委は、ともに全般的に減少しており、特に、結審後6か月以上係属している事件及びそれら事件を抱える都道府県労委は、大幅に減少している。
- (2) 都道府県労委における努力、平成10年度以降の全労委における累次の運営委員会小委員会などの取組みと、改正労組法による審査計画制度の下での計画的な進行や命令書交付予定時期の明確化などの取組みが相まって、全体としての事件処理を迅速化しているとみることができる。

2 審査期間の目標の設定とその達成方策

(1) 現状

- ア 標準的な審査期間の目標は、「1年6か月程度」とする都道府県労委が過半数である。
イ 平成17年、18年を通じて目標を完全に達成したのは21労委である。

ウ 目標を完全に達成できなかった理由や目標の運用上の問題点としては、「長期係属案件を処理したため」、「和解を試みたため」などを挙げるものが多い。

(2) 現状の分析及び課題

- ア 審査期間は、着実に短縮されつつある。
審査期間の短縮については、改正労組法において新設された審査期間の目標制度が、労働委員会内での意識を喚起し、迅速化に向けた取組みを後押しする上で大きな役割を果たしているとみることができる。
イ 不当労働行為審査制度は、本来、簡易迅速な救済手続として設けられたものであること等から、今後、それぞれの労働委員会の実情を踏まえつつ、審査期間の目標については、更なる短縮が図られるべきであろう。

なお、審査期間の目標や当該目標の達成の有無をみる指標を設定する

上で、それぞれの委員会に係属する事件の特性等を踏まえた工夫が求められる。また、改正労組法に基づく審査期間の目標以外に、労働委員会部内での進行管理制度を設ける等の取組みも有効であると考えられる。

3 計画的な審査を実現するための調査及び審査計画の運用

(1) 現状

ア 調査

- ・ 審査委員については第1回目の調査から参加するとする都道府県労委が過半数を占める。
- ・ 調査段階において工夫を要する場合等としては、約半数の都道府県労委が「主張や争点の整理・明確化」を挙げている。

イ 審査計画

- ・ 審査の迅速化・的確化を図るまでの審査計画の効果については、「効果がみられる」、「今のところ、どちらともいえない」が、それぞれ、約半数である。
- ・ 効果の内容としては、「命令交付の予定時期の明確化」、「同一期日での複数の証人尋問や主尋問及び反対尋問の実施」、「人証、書証の数の絞込み」が多い。

(2) 現状の分析及び課題

ア 審査計画については、多くの場合、労使の参与委員も関与する中で作成が進められている。

審査計画を作成する効果については、争点や人証・書証の整理を的確に行うため、調査段階における所要期間が増加した都道府県労委もあるが、審問から命令交付までの期間の審査は、おおむね効率的になっていくことが確認された。

審査計画において争点や人証・書証を整理し、同計画に基づいて審問を実施することについては、現状においては、おおむね当事者双方の理解が得られていることも明らかとなった。

イ 今後においては、調査段階での争点の整理や証拠の整理をより丁寧に行うこと、主尋問と反対尋問の同一期日での実施など証人調べの期日を適切に設定することなどにより審問以降の審査期間を一層短縮することが課題である。

そのような場合には、当事者の説得等の面で参与委員の役割が重要である。

また、①事務局調査や②労使の参与委員があらかじめ申立人と接触し、主張等の把握を図ること、③法律的な手続に不慣れな当事者が代理人を立てない場合における主張や争点の整理の方法を検討しておくことも有効又は有用と考えられる。

4 迅速かつ的確な事実認定のための証拠調べの手続

(1) 証拠調べの在り方の変化

ア 現状

- ・ 新規申立件数が多い都道府県労委では「変化がみられる」とするものが多い。

- ・ 変化の内容としては、「人証、書証等の提出時期が改正前より早くなった」、「積極的指揮による求釈明、尋問等による過不足ない人証、書証の採用」などが挙げられている。
- イ 新規申立件数が多い都道府県労委の多くでは、証人尋問時の陳述書の活用、補充的尋問の実施など審査委員による積極的な審査指揮、法律的な手続に不慣れな当事者に対する指導の実施等の変化がみられる。
- ウ 迅速かつ的確な証拠調べをより実効あるものとしていくための留意点
- ・ 審査計画の作成に当たっては、事件の主要な争点に係る審査委員の理解ができる限り明確に示し、審問すべき証人の範囲等を的確に絞り込むこと、
 - ・ 審問期日前に証人に陳述書を提出させることにより、主張・立証内容を明確化させるとともに、証人数等の絞込みや主尋問と反対尋問の同一期日で行うこと、
 - ・ 委員及び事務局は必要となる尋問事項等をあらかじめ整理し、リスト化しておくこと
- がある。

(2) 改正労組法による新制度に係る運用の状況

- ア 運用の事例や運用等の経験のある労働委員会の数が少ないとから、なお今後、事例等の蓄積を待ち、その課題等を見極める必要がある。
- イ なお、証人等出頭命令や物件提出命令について、個別の事案を巡り中労委と都道府県労委との間で要件に関する解釈が異なること等に係る労働者委員からの強い意見もあった。

5 和解の活用と参与委員の役割

(1) 和解の方針等

- ・ すべての都道府県労委が「全事件について和解勧試を行う」又は「当事者から申し出がなくても和解勧試を行うことがある」としている。
- ・ 今般の労組法改正前後において、「命令、和解の指向について特に変化はみられない」又は「今のところ、どちらともいえない」とする都道府県労委が大多数である。

(2) 現状の分析及び課題

ア 審査が命令中心主義的になって和解が減少する等のことは生じていない。

審査の迅速化との関係において、和解勧試の開始と終了の時期の見極めについては、今後とも重要課題であり続けると思われる。

参与委員の役割についても、調査段階から審査に関与し、審問廷で尋問を行うことを通して、和解勧試や審問における立証活動への支援など重要な役割を果たしている。

イ 今後は、各労働委員会において、労使紛争の解決スキルの一層の向上を図ることが望まれる。

また、救済命令発出のみならず、結審後間もない時期等に、審査委員、参与委員及び事務局の間で事実認定等についての意見交換をする機会を設けることの必要性も指摘された。

6 その他

(1) 審査体制の整備等

ア 日程調整方法のルール化

- ・ 調査段階も含めてルール化（例：「第〇週の〇曜日」と定める、複数回の期日を定めるなど）を図ることが重要である。
 - ・ 当事者が複数代理人を選任している場合には、上記の例のほか、代理人のうちの1人（又は主任代理人）でも日程が確保できる場合には期日を入れることなども、積極的に検討されるべきであろう。
- イ 事務局職員の能力向上について、それぞれの都道府県労委において、積極的な取組みが期待される。

(2) その他、運用上の課題等

- ・ アンケートの「その他、運用上の課題等（自由記載）」欄に対する回答状況は、「特になし」又は無記入等とする都道府県労委が大多数であり、記述意見としては、「審査・進行手続や命令の信頼度を高めるよう審査の迅速化、的確化に向け更なる工夫努力をし、対外的に労働委員会の専門的判断と裁量権を尊重させる態勢・実績を積み重ねることが必要である。」などがある。
- （3）なお、緊急命令や命令の履行勧告等の実効性確保方策等についての検討を求める意見もあった。

第3 おわりに

- 1 審査の迅速化については更に努力が求められており、利用者や国民の期待に応えるための取組みをさらに推進していく必要がある。
- 2 改正労組法において新たに設けられた証拠調べ等のいくつかの制度については、同法施行後約2年半にすぎない現時点においては、未だ運用の事例や、運用経験を有する労働委員会の数が少ないとから、なお今後、事例等の蓄積を待ってその課題等を見極める必要がある。
- 3 今後、各労働委員会において、本報告書を参考としつつ、審査の迅速化・的確化に向けた一層の取組みが進められることを期待したい。